

8 産労農振第 1 1 7 1 号

令和 8 年 6 月 1 6 日

西東京市農業委員長 殿

東京都産業労働局

農林水産部長 板倉 広泰

(公印省略)

令和 8 年度東京都指導農業士の認定申請に係る事務手続き及び推薦の依頼について

日頃より、東京都の農業振興施策の推進につきましてご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

東京都では、平成 28 年度に東京農業の担い手の確保・育成を目的に東京都指導農業士の認定制度を創設し、現在 35 区市町村において 177 名の指導農業士を認定しています。

令和 8 年度の認定につきましては、別添の「令和 8 年度東京都指導農業士認定手順及びスケジュール」のとおり認定手続きを行います。昨年度に引き続き、郵送、電子メール、「電子申請システム LoGo フォーム」での書類提出を可能としております。

また、今年度は制度開始から 10 年目にあたり、平成 28 年度に認定を受けた指導農業士の皆様におかれましては、認定期間（10 年）の満了を迎えるため、引き続き認定を希望される場合は、今年度、改めて申請手続きが必要となります。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮でございますが、東京都指導農業士の認定に係る事務及び農業委員長からの指導農業士の推薦について、ご協力くださいますようお願いいたします。

担当：東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 普及担当 松浦、阿津坂
163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階南
電 話：03-5000-7185
メール：Rie_Matsuura@member.metro.tokyo.jp